

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月25日
【会社名】	株式会社サンエー化研
【英訳名】	Sun A.Kaken Company,Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 櫻田 武志
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本町一丁目7番4号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長 櫻田武志は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対する責任を有しており、企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示される内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備・運用しております。

なお、内部統制は、それを構成する各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2026年3月31日を基準日として実施し、評価にあたっては、わが国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しました。選定した業務プロセスの評価にあたっては、当該業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社を対象に、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲に決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性については、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して判断することとし、当社並びに連結子会社2社及び持分法適用関連会社1社に対し行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、財務報告に対する金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断した連結子会社1社については、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。また、評価範囲に含めた持分法適用関連会社1社については、当該関連会社の親会社によるグループ全体の財務報告に係る内部統制の評価結果を適切に利用することにより、全社的な内部統制の評価を行っております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社は製造業であることから、事業活動の規模を計る指標として売上原価が適切と判断し、各評価対象会社に対して行った全社的な内部統制の評価結果が良好であったことを踏まえて、連結売上原価のおおむね3分の2程度に達している当社を重要な事業拠点に選定しました。

次に、重要な事業拠点である当社の事業目的に大きく関わる勘定科目については、当社の事業活動において多額に計上される勘定残高と財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から、売上高、売掛金、棚卸資産、買掛金及び売上原価を選定しました。

さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスとして、固定資産減損及び税効果等のプロセスを、財務報告への影響を考慮した上で、評価対象に追加することとし、選定した重要な事業拠点にかかわらず、これら以外に追加すべき業務プロセスがないことを確認しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、当連結会計年度末日時点において、当社連結グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。